

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 35 期 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで

2025 年 9 月 29 日作成  
監査法人 東海会計社  
名古屋市中区金山一丁目 12 番 14 号  
代表社員 塚本 憲司

### 一. 業務の概況

#### 1. 監査法人の目的及び沿革

##### (1) 監査法人の目的

- ・財務書類の監査又は証明
- ・財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談

##### (2) 監査法人の沿革

平成 3 年 7 月 12 日	名古屋市中区を主たる事務所として 監査法人 東海会計社を設立
平成 4 年 5 月 21 日	従たる事務所を東京都港区に新設
平成 6 年 8 月 1 日	創和監査法人（名古屋市中区）と対等合併し、 存続法人は監査法人 東海会計社となる
平成 8 年 2 月 26 日	従たる事務所を岐阜県岐阜市に新設
平成 13 年 9 月 17 日	主たる事務所を名古屋市千種区に移転
平成 13 年 11 月 5 日	東京都港区の従たる事務所を閉鎖
平成 15 年 9 月 8 日	岐阜県岐阜市の従たる事務所を閉鎖
平成 16 年 4 月 1 日	主たる事務所を名古屋市東区に移転
平成 19 年 10 月 1 日	主たる事務所を名古屋市中区に移転 従たる事務所を東京都中央区に開設
平成 23 年 10 月 1 日	従たる事務所を東京都港区に移転

- #### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別
- 当監査法人は無責任監査法人です。

### 3. 業務の内容

#### (1) 業務概要

監査法人東海会計社は愛知県名古屋市に本部事務所を、東京都港区に東京事務所を持ち、監査証明業務をはじめ、財務会計アドバイザー業務や内部統制アドバイザー業務などの非監査証明業務も提供しております。

設立第35期である直前会計年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）の監査証明業務に係る被監査会社数は150社（前会計年度比4社減少）、監査証明業務収入は1,085,672千円（同28,495千円増加）でした。また非監査証明業務の対象会社総数は38社（同7社増加）、非監査証明業務に係る収入は71,490千円（同15,074千円増加）となりました。この結果、監査証明業務収入と非監査証明業務収入とを合わせた業務収入総額は1,157,162千円となりました。

#### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

#### (3) 監査証明業務の状況

令和7年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内 大会社等の数
金商法・会社法監査	28 社	28 社
金商法監査	1	1
会社法監査	29	1
学校法人監査	11	
労働組合監査		
その他の法定監査	3	
その他の任意監査	78	
計	150 社	30 社

#### (4) 非監査証明業務の状況

区分	総数	内大会社等の数
対象会社数	38 社	2 社

### 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

#### (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当監査法人は、次の7つの方針を重視してまいります。

・被監査会社へのコミットメントに向けた取り組み

より高い監査サービス・価値の提供を実現するため、被監査会社へのより深いコミットメントを行い、品質管理基盤の充実を図ること。

・高いレベルでのチーム監査の実現に向けた取り組み

より高い監査品質を確保するため、高い専門性、倫理観を醸成し、密なコミュニケーションの下、高いレベルでのチーム監査を実現し、品質管理基盤の充実を図ること。

・内部統制組織の確立に向けた取り組み

上場会社等監査人としての内部統制組織を実現するため、改正品質管理基準に準拠した組織体制の確立を通じて組織・ガバナンス基盤の充実を図ること。

・高度な監査人材の確保に向けた取り組み

持続的な社会的責任、及びより高い監査品質を確保するため、研修の充実により高度な監査人材を育成すること、及び当監査法人の魅力度を高めることにより優秀な人材の確保を通じて人的基盤の充実を図ること。

・IT基盤充実に向けた取り組み

情報セキュリティの確保、より高い監査品質の確保、業務プロセスの効率化を実現するため、積極的なIT投資により、IT基盤の充実を図ること。

・被監査会社のグローバル化への対応に向けた取り組み

IFRS監査、海外連結子会社等監査の品質を確保するため、それらに関わる担当者に対する必須研修の指定、海外の監査人へのインストラクションの整備等を通じて、被監査会社のグローバル化に対応できる国際対応基盤の充実を図ること。

・財務基盤の健全性に向けた取り組み

財務基盤の健全化は独立性確保の重要な要素となるため、自己資本比率を重要な指標として採用し、自己資本の充実と維持を図るとともに、報酬依存度について、倫理規則で独立性に懸念が生じる割合の被監査会社の有無に留意すること。

以上の経営方針に基づいた組織的運営を実践することにより、全てのステークホルダーから信頼される監査法人を目指してまいります。

#### 経営管理に関する措置

当監査法人は「社員会」を最高意思決定機関とし、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議及び調整を図るとともに社員会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討を行うための「経営会議」を設置しております。社員会や経営会議の決定に基づく経営執行・業務執行については、監査部、品質管理部、IT部、HR部、経営企画部の5部門を設置して権限を委譲し、方針の決定・業務の遂行を行っております。

また、経営会議の議事内容に関しては、社員会への報告がなされ、質疑等による監視が実施され、法人全体に関わる事項については、年3回開催される全体研修会において、職員を含む全員に周知が図られております。

さらに当監査法人は、これらの経営執行を監視し監査品質向上に向けた取り組みを監督する機関として、独立性を有する社外委員である弁護士及び内部委員により構成される「経営監視委員会」を設けており、当監査法人が監査品質の維持及び持続的な向上を果たすため、第三者の視点によるガバナンス強化及び健全経営を目指しております。

#### 法令遵守に関する措置

当監査法人は、社員・職員の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、日本公認会計士協会の倫理宣言に基づいて「経営理念」及び「東海会計社行動指針」を制定しております。

また、全ての社員・職員を対象に、「インサイダー取引防止規程」に基づく定期調査を実施して誓約書への署名を求めるほか、職業倫理及び独立性に関する研修会を定期的に行い、周知徹底を図ることにより、法令等を遵守することを確保するための体制を整備しております。

さらに、社員・職員による法令、関係規則、諸規程等に反する又はそのおそれのある行為等の早期発見及び早期是正のため内部通報制度を、また、法令等の違反行為又はそのおそれのある行為に関する情報を法人内外から広く収集するために外部通報制度をそれぞれ整備しコンプライアンス活動の実効性を高めております。

- (2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士(以下「専任者」という。)の選任の状況

専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者として専担者である品質管理担当責任者を社員会で選任しております。

専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当監査法人は、品質管理担当責任者が部長となっている品質管理部を設置しており、各監査業務に対して独立性を確保しております。

### (3) 業務の品質の管理の状況等の評価

基準日（会計年度中の一定の日）

2025年6月30日

業務の品質の管理の目的

業務の品質を管理し、維持向上に持続的に取り組むことで、監査法人及び公認会計士の社会的使命を達成するため。

基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人は、職業倫理及び独立性に関して、阻害要因の識別と評価及びその対処方法、違反への対応についても留意して、「東海会計社行動指針」や日本公認会計士協会が定める倫理規則等の要求事項を遵守するものとしております。

そこで、法人の独立性と個人単位での独立性を確保するために、報酬依存度や社員のローテーション、非監査証明業務の提供等に関する方針及び手続を定め、全ての社員及び専門職員に対して職業倫理に関する研修の受講や誓約書の提出を義務付け、その周知徹底を図っております。また、全ての社員・職員を対象に、毎年6月30日を基準日として、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」に基づき、個人の経済的独立性に関する調査を行い、独立性の遵守状況や利益相反の有無に関する確認を行っております。基準日以外においても、被監査会社の増加や中途入所者など必要と認められた場合には、随時、独立性の調査を行っております。

なお、当監査法人の社員は、公認会計士法等の法令や日本公認会計士協会の倫理規則等の諸規則及び当監査法人の方針において定められる、監査証明業務に關与する社員の最長關与期間に係る制限が設けられております。依頼人が公認会計士法上の大会社等である場合には原則として、7累計關与会計期間を超えて關与できないものとし、累積關与会計期間後は、筆頭業務執行社員は5期連続期間、その他業務執行社員は2期連続期間、審査担当者は3期連続期間をインターバル期間として關与できないと定め、これに従った交代を実施しております。大会社等のローテーションに関しては、毎年事務所全体で把握し、独立性に反することのないよう確認しております。

監査業務の特定の依頼人に対する報酬依存度については、報酬金額が最も大きい依頼人であっても、日本公認会計士協会の倫理規則及び当監査法人の方針において定める割合を下回っており、独立性を阻害する要因はないと判断しております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規締結検討時に職業倫理及び独立性の検討、会社のリスク評価等の事前短期調査を行った上で、案件検討委員会を開催し、当該委員会において新規受嘱チェックリストに従って、経営者の誠実性や事業内容等の監査契約の締結に伴

う不正リスクを含むリスク評価を実施し、監査リスクの程度を適切に評価することにより、監査契約の新規受嘱の可否について事前検討を実施しております。案件検討委員会における事前検討にて特段の問題がないと判断した場合、社員会にて受嘱の決議が行われ、その承認がなければ契約の新規締結は認めないこととしております。社員会での検討時を含め、新規受嘱の際には、被監査会社の財政状態、経営成績、経営陣の誠実性等を評価するとともに、担当する監査メンバーの能力や時間の確保を含む人的資源の検討、全社員・職員を対象に独立性を阻害する要因の有無を確認しております。

また、当監査法人は、契約の更新に際しても、前会計期間の監査の実施状況を踏まえ、経営者の誠実性や事業内容等の不正リスクを含む監査契約の締結に伴うリスクの程度を評価しております。金融商品取引法監査の場合、リスクの程度の評価結果を踏まえた監査契約の更新の可否は、最初に審査担当者の事前同意を得ることを求めています。審査担当者の事前同意が得られていることを条件に、最終的な監査契約の更新については社員会の承認を義務付けており、その承認がなければ認めないこととしております。

#### ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人は、業務を担当する社員や補助者の選任において、その業務遂行に必要な能力、専門的知識、経験、適性、及び十分な時間を重視しています。特に、監査品質の維持・向上に貢献できるよう、個々の能力と契約リスクを考慮したローテーションや、社員会の承認を経た適切な選任プロセスを設けています。また、新規契約やリスクが高まる状況においては、業務執行責任者や審査担当者の選任に関する具体的な方針と手続を運用し、監査補助者についても知識と経験の十分性を確認しています。

#### エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

##### (ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当監査法人は、社員の評価及び報酬に関する内規を定め、職業倫理を遵守の下、監査品質を高め維持すること、及び、組織運営への貢献度を正当に評価し、十分にこれに報いることを通じて、監査業務の品質を重視する風土を醸成し、監査業務の品質の維持・向上を図っております。

##### (イ) 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当監査法人は、監査業務の質を合理的に維持又は向上するために必要とされる適性、能力、経験及び職業倫理を十分に保持するため、「社員・職員の教育訓練に関する内規」を定めております。これに基づき当監査法人は、職業的専門家としての研修、継続的な職業的専門家として能力開発等により専門要員の能力向上に努めており、公認会計士協会等が実施するC P D（継続的専門能力開発）制度はもとより、当監査法人の研修方針において業務に対応して必要と考えられる法人指定研修を計画、実施するほか、監査業務の実施過程で適時に行われるオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じ、全ての専門要員の能力の向上を図っております。

専門要員を対象とした専門的知識や能力の習得の状況に関しては、H R部において全社員・職員の研修の履修結果を管理し、日本公認会計士協会のC P D制度で定められている必要な単位数を満たしていることを確かめて、その結果を社員会において報告しております。

これらによって監査業務の質を高めることが当監査法人の最も重視する方針であり、その方針を毎年実施する専門要員の適性評価又は報酬等に反映するとともにフィードバックを行っております。さらに、個別監査業務の監査チームについても、リスクに応じ、会社の属する業界や事業内容を十分に理解している者を中心に、個人の監査経験及び能力並びに業務量を勘案し、専門要員の選任、配分を決定してお

(ウ) 情報技術に関する事項

当監査法人は、情報セキュリティ強化、監査業務の効率化とリスク低減、働き方の多様化を実現するため、積極的な IT 投資を行う方針としております。

具体的には、VDI 技術を利用した監査業務のクラウド環境の整備、電子監査調書システム CaseWare 導入、SPEEDA の活用、リモートワークセキュリティ基準や情報セキュリティインシデント対応マニュアルの整備、経験豊富な IT 専門家の採用などに取り組んでおります。

オ. 業務の実施及びその審査

当監査法人は、監査業務における品質を合理的に確保するために、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」に準拠して、当監査法人における品質管理に関する方針又は手続を品質管理規程等に定め、これに従って監査業務を遂行しております。

これについて、下記の事項についても、その方針と手続を各規程又はマニュアル等に定めております。

(ア) 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門性が高く判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、専門的な見解の問合せ事項を定めております。また、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合は、監査チームは、必要に応じて適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしております。これらの場合、当該専門的な見解から生じた結論を、個別監査業務に関与しない社員から構成される臨時の審査会が評価することになっております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査責任者と監査業務に係る審査担当者との間の監査上の判断の相違がある場合は、これを解決するため、個別監査業務に関与しない社員から構成される臨時の審査会が審査することになっております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、すべての監査証明業務について、監査チームを構成する者以外から審査担当社員を選任し、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とした審査を実施しております。

監査意見表明に関する審査において、審査担当社員は、客観的な立場から、批判的な視点をもって、監査計画から監査意見形成までの全般の手続きについて検証しております。また、審査の実効性を確保するため、事業内容や財務内容等から必要と判断された一定の金融商品取引法監査業務、または監査チームが必要と判断した監査業務については、期末監査業務の開始前に、予定されている監査手続を実施することで監査リスクを許容可能な低い水準に抑えることができるか否かを検討することを目的に、事前審査を受けることを義務付けております。

なお、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、不正による重要な虚偽表示リスクへの対応に関する重要な判断(不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断を含む)と結論について、審査を受けることを義務付けております。その場合、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか並びに入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、通常の審査担当社員による審査に加えて、審査会による審査を義務付けております。

審査資料は、審査終了後、業務執行社員による確認を経たのち、品質管理部で保管されます。品質管理部はそれらの資料に基づき審査の実施状況についてモニタリングを行っております。

(I) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、令和6年4月1日以降開始事業年度に係る監査業務から、金融商品取引法監査業務を対象に、電子監査調書を導入しており、「監査調書管理マニュアル(電子調書)」に従い、適切にアーカイブ管理することで、不適切な変更を防止する体制を構築しております。

なお、金融商品取引法監査業務以外の監査業務につきましても、順次電子調書化を進める計画です。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は、品質管理に関する必要な情報の収集を徹底するとともに、監査事務所内外のすべての関係者に対し、適時に情報を伝達するための明確な方針及び手続を整備、運用しております。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人では、監査人の交代が発生した場合に、前任監査人及び後任監査人の双方の立場における監査業務の円滑かつ適切な引継ぎを合理的に確保するためのマニュアル等を整備し、運用しております。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は、品質管理システムに関する最終責任を統括代表社員が負い、社員会によって選任された品質管理担当責任者、及び審査担当社員がそれぞれの専門的な役割と責任を果たすことで、監査業務の品質管理体制を確立し、維持・向上に努めています。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、「経営理念」や「東海会計社行動指針」に基づいた品質目標を設定し、その達成を阻害しうる品質リスクの識別と評価を行っています。さらに、これらの品質リスクに対処するための方針や手続を策定し、実行するリスク評価プロセスを適用しています。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、品質管理規程に基づき、日常的監視と定期的な検証を通じて品質管理システムの実施状況を把握(モニタリング)し、その結果を経営監視委員会に報告することで、不備が識別された場合でも是正措置を迅速に講じ、継続的な改善を図っています。

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当監査法人は、統括代表社員を品質管理システムに関する最高責任者とし、品質

管理システムの整備及び運用の年次評価基準日を6月30日と定めています。

2025年6月30日現在において評価した結果、重大または広範な不備が識別されなかったことから、当監査法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供しているものと判断いたしました。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容  
該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員はすべて公認会計士であるため、該当事項はありません。

- (5) 直近において公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

改善状況の確認：令和6年12月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

中小監査事務所向け監査ツール「品質管理のシステムの監視に関するガイド」に従って、統括代表社員及び品質管理担当代表社員が業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を確認しております。なお、その方法及び結果については経営監視委員会が評価していく方針としております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

## 二. 社員の概要

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
21人	0人	21人

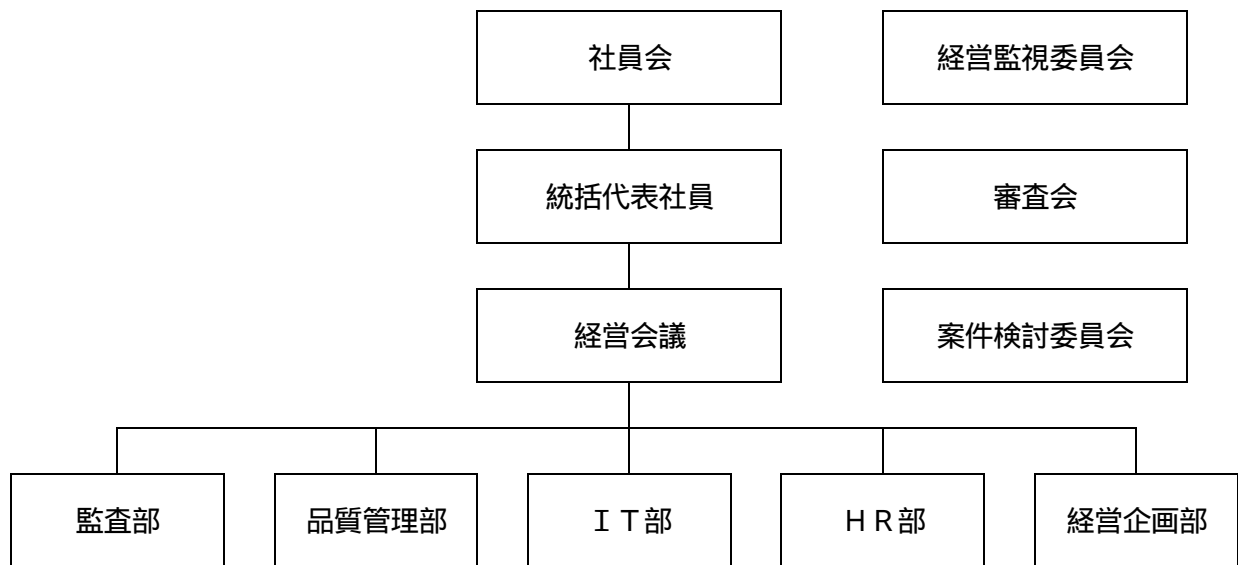
### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	全社員の同意を得る事	21人	0人	21人

### 三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用人の 数
		公認 会計士	特定 社員	計	
(主) 名古屋事務所	名古屋市中区金山1-12-14	16人	0人	16人	72人
(従) 東京事務所	東京都港区南青山1-2-6	5人	0人	5人	43人

### 四．監査法人の組織の概要



### 五．財産の概況

#### 1．売上高の総額

	第34期 〔 自 5年 7月 1日 〕 〔 至 6年 6月 30日 〕	第35期 〔 自 6年 7月 1日 〕 〔 至 7年 6月 30日 〕
売上高	1,057,177 千円	1,085,672 千円
監査証明業務	56,416 千円	71,490 千円
非監査証明業務		
合計	1,113,593 千円	1,157,162 千円

### 六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

株式会社コメ兵ホールディングス、VTホールディングス株式会社、株式会社トラスト、株式会社JPホールディングス、株式会社バッファロー、株式会社鶴、サンメッセ株式会社、名古屋電機工業株式会社、シマダヤ株式会社、株式会社日本一ソフトウェア、株式会社あみやき亭、株式会社東祥、ABホテル株式会社、株式会社中京医薬品、株式会社アルファポリス、蔵王産業株式会社、株式会社トーシンホールディ

ング、笹徳印刷株式会社、株式会社さくらさくプラス、株式会社浜木綿、株式会社エヌ・ピー・シー、株式会社ケイ・ウノ、株式会社ハイブリッドテクノロジーズ、株式会社ギフトホールディングス、株式会社ピーエイ、株式会社りゅうせき、かがやきホールディングス株式会社、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア、三井住友信託銀行不動産デジタル証券那須アウトレットモール、株式会社山崎ホールディングス 以上 30 社